

自然敬愛推進検討委員会 を設置

近年の地球温暖化に伴う地球環境の悪化は、緑や生物などの生態系の破壊をはじめ、私たちの生活環境も脅かされています。このような中、21世紀の新时代的の要求として、与えられた自然や多様な生物の保全とともに、人と自然が共生できる社会の実現が求められています。

光市における白砂青松の虹ヶ浜・室積海岸や、島田川、峨嵋山、石城山などの緑豊かな自然は、市民にとってかけがえのない財産であり、この貴重な財産を後世に引き継ぐことは私たちの使命であり、責務でもあります。



こうしたことから、市では、自然環境保全への自覚と意識をもってまちづくりを進めるため、「光市自然敬愛推進検討委員会」を設置し、9月28日に第1回目の会議を開催しました。

本委員会は、学識者および自然や環境保全活動に携わっている人など24人の委員で構成し、座長に徳山工業高等専門学校助教授の熊野稔さん、副座長に光地方史研究会事務局長の植村芳弘さんが就任しました。会議では、それぞれ委員の立場から、自分たちが生活する上での身近な環境問題や自然環境に関する積極的な意見などが出されました。

本委員会は、来年3月までに4回の会議を開催し、自然や環境に配慮したまちづくりを進めていく上での「基本構想や行動指針等」を策定することとしています。

今後、市では、市民の皆さんと力を合わせ、本市の貴重な自然環境を大切に守り育てながら、「人が生き続けていくための理想的な生存空間の創造に向けたまちづくり」に取り組んでいきます。

問合せ 水産林業課林務係 0833(72)1400

麻しん・風しんの予防接種はお済みですか？



平成18年4月1日から、麻しん・風しんの定期予防接種の受け方が次のように変更になります。

ワクチンの変更

「麻しん」・「風しん」それぞれに接種していたワクチンが、「麻しん・風しん」の二種混合ワクチンに切り替わります。

対象年齢と回数

【現行】
生後12月～90月（1歳～7歳6か月）までの間に1回

【改正後】
第1期 生後12月～24月未満の幼児に1回
第2期 5歳以上7歳未満の幼児で小学校就学前の1年間に1回
混合ワクチンの対象は、麻しん・風しんともに、一度も接種していないお子さんに限られます。

【注意】
現時点で麻しんか風しんのどちらか一つしか予防接種を受けていないお子さんは、平成18年4月1日以降から、未接種のもう一方が受けられ

なくなりません。

また、期間を過ぎると、任意接種（全額自己負担）となります。

平成18年4月1日時点で、2歳以上でいずれも接種していないお子さんは、年長児になるまで、接種できません。なお、希望する場合は、全額自己負担となります。

現行の対象者で未接種のお子さんは、できるだけ早く、平成18年3月末日までに受けましょう。

麻しん・風しんにかかる重い合併症が起こる場合があります。また、麻しん・風しんの予防接種を受けていないお子さんは速やかに接種しましょう。

問合せ 健康増進課 0833(7)43007

土地・家屋等の課税調査にご協力を

固定資産税は、土地・家屋・償却資産を毎年1月1日現在所有している人に課税されます。現在税務課では、来年度課税の調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

土地の利用状況に 変更があった場合

土地は、登記簿上の地目ではなく、現在の利用状況に応じた現況の地目で課税されます。利用状況に変更があった場合、特に宅地や雑種地を農地にした場合は、ご連絡ください。

土地・家屋の所有者が 亡くなられた場合

土地・家屋の登記簿または課税台帳上の所有者が亡くなられた場合、相続登記（登録）の手続きが必要です。（登記の手続きは法務局で行ないます。）しかし、賦課期日（毎年1月1日）において、相続登記が完了していない場合は、相続人全員の共有財産になり、税金は全員で連帯して納めていただきます。この場合、納税に関する書類を受け取る代表者を決めて、「納税義務者変更届出書」を税務課へ提出してください。

家屋の取り壊し、 新築、増築した場合

平成17年1月2日から平成18年1月1日までに家屋を取り壊した場合、平成18年度から、その部分の税金はかからなくなります。

また、家屋を新築、増築した場合は、平成18年度から、新たに課税されたり、税額が変更されたりします。

家屋の取り壊し（一部取り壊しも含む）や、新築、増築をしたときは、面積の大小にかかわらず税務課までご連絡ください。

法務局で登記手続きが済んでいる場合は、ご連絡は不要です。

償却資産の申告

会社や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために使う機械、備品などの償却資産をお持ちの場合は、申告する必要があります。市内に平成18年1月1日現在償却資産をお持ちの人は、平成18年1月31日までに申告書を税務課に出してください。

問合せ 税務課資産税係 0833(72)1400

ルールル・ゆめゆう・フェスタ



日時 11月12日 9時～15時
場所 【光会場】冠山総合公園駐車場
【大和会場】特産品直売所（ふらつと大和）

【光会場】
市内朝市団体などによる新鮮な野菜・卵・みかんの販売、手作りパン・梅干・そば粉・もちなどの農産加工品、竹炭などの林産加工品、いりこなどの海産加工品の即売を行います。（全14団体）

また、コーヒー、梅八二ーなどの飲食コーナーも開催します。

【大和会場】
新鮮な野菜、手作り味噌や漬物などの農産加工品、木工加工品などの販売を行います。（全5団体）

サンドイッチ、炊き込みご飯などの飲食コーナーもあります。

ひかりふるさと市（11月12日）

問合せ 農業耕地課農政係 0833(72)1400

国道188号・437号周辺路線を朝市で結びイベント

11月12日・13日の両日、国道188号線、大島周辺路線、周東大規模農道周辺路線を朝市で結び「ルールル・ゆめゆう・フェスタ」が3市3町（光市・下松市・柳井市・田布施町・由宇町・周防大島町）の各会場で開催されます。沿線市町の特徴ある朝市でルールル（田舎）交流をしませんか。

光市では、11月12日のみ開催されます。

各会場のスタンプを集めて景品をもらおう（スタンプラリー）

スタンプラリーポイントでスタン

問合せ 農業耕地課農政係 0833(72)1400